

建築物石綿含有建材調査者講習(一般)受講申込書

(※

号)

建設業労働災害防止協会静岡県支部長 殿

事業場所在地

事業場名

電話番号

問合せ担当者氏名

コース別	全	免	
写真貼付 (3cm×2.5cm) 全面のりづけ	ふりがな		
	氏名		
	生年月日	昭和・平成	年 月 日
	現住所	〒	
※修了証明書番号			※交付年月日

写真は開催案内の5. 受講申込手続を参照してください。

- (注) 1 ※印欄には記入しないこと。
 2 本人を証明する書類を添付してください。
 3 外国人労働者の方は、在留カードに記載されている氏名を記入してください。
 4 ご記入いただいた個人情報につきましては、本講習の事業以外では一切使用いたしません。
 5 修了証明書に旧姓又は通称の記載をご希望の場合、氏名欄の氏名の後ろに()付でご記入ください。

令和 年 月 日

受講者氏名
(本人自署)

受講資格 開催案内の受講資格をご確認いただき、該当する番号を○で囲んでください。

1	石綿作業主任者技能講習修了者(修了証の写しを添付のこと)	8	建築行政2年以上の実務経験
2	大学(建築の課程)卒業後、建築に関して2年以上の実務経験	9	環境行政(石綿飛散防止に限る)2年以上の実務経験
3	短期大学(3年・建築の課程)卒業後、建築に関して3年以上の実務経験	10	産業安全専門官・労働衛生専門官であった者
4	短期大学又は高等専門学校(建築の課程)卒業後、建築に関して4年以上の実務経験	11	労働基準監督官として2年以上の職務経験
5	高等学校又は中等教育学校(建築の課程)卒業後、建築に関して7年以上の実務経験	12	第一種又は第二種作業環境測定士であって、実務経験建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務経験
6	建築に関して11年以上の実務経験		
7	特定化学物質作業主任者技能講習修了者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務経験		

実務証明書

上記の者は、平成 年 月より平成 年 月までの間において 年 ヶ月
 上記2～12に該当する実務に従事したことを証明します。

令和 年 月 日

所在地

事業所若しくは団体名

事業主若しくは代表者氏名

印

----- 切り離さないこと -----

建築物石綿含有建材調査者講習(一般)受講票

コース別	全	免	
写真貼付 (3cm×2.5cm) 全面のりづけ	氏名		
	事業場名		
	所在地		
指定受講日	令和 5 年 8 月 21 日 08 時 50 分からです ～22日		

- (注) 1 受講票は当日会場受付に提出してください。
 2 開始10分前までに、受け付けをすませてください。遅刻は認めないためご注意ください。

【受講資格】 下記①～⑫のいずれかに該当する者

	受講資格	添付書類等
①	労働安全衛生法別表第18第23号に掲げる石綿作業主任者技能講習を修了した者	修了証の写し
②	学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者	卒業証書写し又は卒業証明書及び受講申込書の【実務証明欄】に記載
③	学校教育法による短期大学（修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。（4）において同じ。）、建築に関して3年以上の実務の経験を有する者	
④	学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者（（3）に該当する者を除く。）	
⑤	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務の経験を有する者	卒業証書写し又は卒業証明書及び受講申込書の【実務証明欄】に記載
⑥	建築に関して11年以上の実務の経験を有する者	受講申込書の【実務証明欄】に記載
⑦	労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成17年法律第108号）による改正前の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務の経験を有する者	左記技能講習修了証写し及び受講申込書の【実務証明欄】に記載
⑧	建築行政に関して2年以上の実務の経験を有する者	受講申込書の【実務証明欄】に記載
⑨	環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関して2年以上の実務の経験を有する者	
⑩	労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者	
⑪	労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者	
⑫	第一種作業環境測定士又は第二種作業環境測定士であって、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務経験を有する者	左記に示す登録証の写し及び受講申込書の【実務証明欄】に記載